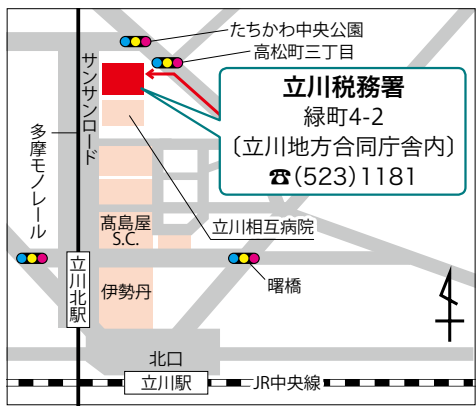


確定申告を受け付けています

所得税の確定申告は立川税務署へ

所得税と復興特別所得税等の確定申告書作成・提出会場が立川税務署(左地図)に3月15日(月)まで開設されます(土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日・28日の日曜日は開設)。申告にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示が必要で、相談は午前9時から(受け付けは午前8時30分から)提出は午前8時30分～午後5時



●**混雑回避のため入場整理券を配布します** 会場は混雑を緩和するため入場整理券を配布します。当日会場に配布するほか、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」することで事前に入手が可能です。入場整理券の配布状況に応じて受け付けを早めに締め切る場合があります。●**郵送による申告も受け付けています** 立川地方合同庁舎立川

税務署宛(〒190-8565 緑町4-2)に郵送してください。

●**国税庁ホームページから確定申告書の作成ができます** 下2次元コードからアクセスできます。



●**次の方も確定申告が必要です** 給与所得のある方で次のいずれかに該当する方▽給与収入が2000万円を超える▽1か所から給与の支払いを受けており、各種所得金額(給与所得や退職所得以外)の合計額が20万円を超える▽2か所以上から給与の支払いを受けており、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える▽**公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方**

●**記入済みの確定申告書を市役所でも仮受け付け** 次の期間中は、すべて記入済みの確定申告書を市役所でも仮受け付けします(マイナンバーの記載に伴う本人確認書類の写)

ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を申し込んだ方へ

ふるさと納税をした際にワンストップ特例制度の適用を申し込んだ方が、確定申告や市民税・都民税の申告をするときは、申告書に特例制度申し込み分を含む、すべての寄附金の領収書または寄附金受領証明書を添付してください。

●**高年齢者の障害者控除** 障害者手帳をお持ちでなくとも、次のすべてに該当する方は、所得税や市民税・都民税の障害者控除または特別障害者控除を受けられます▽65歳以上▽要介護(要支援)認定を受けている▽要介護(要支援)認定の主治医意見書で日常生活自立度判定基準ランクに一定以上の記載がある 該当する方は、介護保険課(市役所1階4番窓口)で認定書の交付を受けて、税の申告をしてください。控除額は▽障害者控除Ⅱ所得税27万円、市民税・都民税26万円▽特別障害者控除Ⅱ所得税40万円、市民税・都民税30万円▽同居特別障害者控除Ⅱ所得税75万円、市民税・都民税53万円

個人事業主向け決算・確定申告相談会

立川商工会議所が主催。例年行っている会館や学習館での出張相談は行いません。

●**人権擁護委員が決まりました** 法務大臣から次の方が人権擁護委員に委嘱されました。任期は令和5年12月31日まで。▼滝口知也(二番町)▼山川清隆(栄町)▼加園多大(曙町) 《敬称略》

●**国民年金保険料の納付しお得な口座振替をご利用ください** 国民年金保険料は、まとめて前払いすると割引になる前納制度があり、口座振替、現金、ク

レジットカードで納付できます。なお、口座振替で前納すると現金やクレジットカード納付よりも割引額が多くなります。4月以降の2年前納、1年前納、6か月前納を希望する方は年金手帳通帳、金融機関届け出印を持参して、2月26日(金)までに金融機関(郵便局を含む)または年金事務所へお申し込みください。

公開する会議日程

●**総合都市交通戦略協議会** 2月19日(金)午前10時30分から 市役所2階208・209会議室定5人 交通対策課交通企画係・内線2279

●**農業委員会総会** 2月25日(木)午後3時から 市役所2階210会議室定4人 農業委員会事務局・内線2654

●**在宅医療・介護連携推進協議会** 2月26日(金)午後1時15分～2時45分 市役所3階302会議室定5人 高齢福祉課介護予防推進係・内線1471

道路(公道)に資源・ごみを出さないで!

問ごみ対策課・内線6751

《お詫びと訂正》 1月25日号6・7面「人事行政の運営等の状況を公表します」の記事中、「その他の職員手当の状況」の表に一部誤りがありました。正しくは左表のとおりです。お詫びして訂正します。

	内容
扶養手当	配偶者・その他扶養親族6,000円(課長職は3,000円)、子9,000円(16歳～22歳の子4,000円加算)(国は配偶者・その他扶養親族6,500円、子10,000円(16歳～22歳の子5,000円加算))、部長職は支給対象外
通勤手当	交通機関等利用者には交通機関運賃相当額(上限55,000円)、交通用具利用者には通勤距離に応じて支給(国は交通機関利用者には上限55,000円、交通用具利用者には通勤距離に応じて支給)
管理職手当	部長職: 115,000円(再任用101,000円) 課長職: 80,000円(再任用 57,800円)

今月の納期 3月1日

▷固定資産税・都市計画税第4期分▷国民健康保険料第8期分▷後期高齢者医療保険料第8期分▷介護保険料第8期分

納付書裏面に記載の場所で納付してください

市税=収納課管理係・内線1240、国民健康保険料=保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料=保険年金課賦課係・内線1406、介護保険料=介護保険課介護保険料係・内線1446